

館山市ごみ処理手数料徴収事務委託実施要領

[館山市ごみ指定袋・粗大ごみ処理券取扱店の手引き]



館 山 市

令和7年7月

目次

はじめに	1
取扱事務要領（ごみ指定袋）	2
取扱事務要領（粗大ごみ処理券）	6
取扱事務要領（ごみ指定袋・粗大ごみ処理券共通）	9
別紙1 館山市ごみ指定袋兼粗大ごみ処理券取扱店申請書	10
別紙2 館山市ごみ指定袋兼粗大ごみ処理券取扱店通知書	11
別紙3 館山市ごみ指定袋・粗大ごみ処理券バーコード	12
別紙4 館山市ごみ処理手数料領収書	13
別紙5 館山市ごみ指定袋出納簿	14
別紙6 現金払込書（ごみ指定袋）	15
別紙7 館山市ごみ処理手数料徴収事務委託実績報告書兼館山市ごみ処理手数料徴収事務委託料請求書	16
別紙8 代理人届	17
別紙9 館山市ごみ処理手数料徴収事務申込事項変更届	18
別紙10 館山市ごみ処理手数料徴収事務解除申出書	19
別紙11 主な指定金融機関等一覧	20
別紙12 現金払込書（粗大ごみ処理券）	21
別紙13 消費税計算表	22
別紙14 館山市ごみ処理手数料(粗大ごみ)徴収事務委託実績報告書	23

はじめに

この要領は、館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第34号）により定められた一般廃棄物処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に基づき行う徴収事務の委託に関し、必要な事項を定めています。

1. 館山市ごみ処理手数料徴収事務

館山市（以下「市」という。）では、ごみの減量化・分別収集・再資源化の推進・費用負担の公平を図るため、ごみ処理手数料を徴収しています。

館山市ごみ指定袋及び粗大ごみ処理券の取扱店（以下「取扱店」という。）は、住民へごみ処理手数料の徴収と引き換えに、ごみ指定袋や粗大ごみ処理券を交付し、その手数料を市へ納付します。

なお、粗大ごみ処理券の取扱店は、ごみ指定袋の取扱店に限ります。

2. 手数料の性質

取扱店が徴収したごみ処理手数料は、お店の「売上金」ではなく、市の「公金」となります。公金の性質上、徴収した手数料の還付はできません。

3. 取扱開始時の申請

（1）申請

「館山市ごみ指定袋兼粗大ごみ処理券取扱店申請書」（別紙1…10ページ参照）に記入のうえ、添付書類とともに市へ申請してください。

（2）審査、決定及び契約の締結

市は申請内容を審査のうえ、決定内容を「館山市ごみ指定袋兼粗大ごみ処理券取扱店通知書」（別紙2…11ページ参照）により通知するとともに、該当の場合、委託契約を締結します。締結後、市は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、委託した旨を告示、公表します。

なお、審査の際は主に次を考慮します。

- ・ごみ処理手数料の徴収と指定金融機関等への納付、報告書兼請求書の提出、公金並びにごみ指定袋及び粗大ごみ処理券の厳正な管理が見込まれること。
- ・今後継続して事業を営むなど、一般家庭の便益の増進に寄与が見込まれること。
- ・その他環境行政への貢献が見込まれること。

取扱事務要領

【ごみ指定袋】

(1) ごみ指定袋の発注及び納品の確認

市の指定する配送業者へ、必要数を電話やFAX等で発注します。

① 納品日

原則として発注日から1週間以内に納品されます。

※ 年末年始・GW等には、納品に1週間以上かかる場合もあります。

急ぎの場合、事前に配送業者へご確認ください。

② 発注の単位

各種のごみ指定袋とも、1組10枚入りで包装用外袋に入れたものを、1箱（500枚＝10枚入り×50組）単位での発注となります。

③ 発注先

・電話による申込み

「館山市ごみ指定袋」注文の旨・取扱店コード・店名・袋の種類・数量（箱数）を告げ、発注してください。

・FAX等による申込み

市が提供する「館山市指定ごみ袋発注書」により、取扱店コード・店名・住所・袋の種類・数量（箱数）を記入し発注してください。

※ 発注は、FAX等によるものがより確実です。

④ 納品

納品を受けたら、数量等を確認のうえ納品伝票に受領印を押し、取扱店控を保管してください。

(2) ごみ処理手数料の徴収及びごみ指定袋の交付

① 手数料納付者への交付

住民から徴収したごみ処理手数料に応じ、ごみ指定袋を交付します。

交付は1組単位（10枚）となります。1枚単位での交付はできません。

なお、取扱時間は原則として店舗の営業時間とします。

② バーコードの設定

包装用外袋には、バーコードが表示されています（別紙3…12ページ参照）。必要に応じ、読み取り設定を行ってください。

③ 領収書の発行

納付者の必要に応じ、市指定の「館山市ごみ処理手数料領収書」（別紙4…13ページ参照）を発行してください。

「納入者交付用」と「館山市徴収事務受託者控」の2枚複写となって

いますので、切り離すか、下敷きを敷いて記入してください。

④ 取り扱いの留意事項

次の事項に留意して交付してください。

- (ア) 徴収と交付は同時に行うこととし、袋の交付後のごみ処理手数料の徴収は行わないでください。また、不良品と良品の交換を除き、交付後の返品、交換は行わないでください。
- (イ) 消費税は内税なので、消費税率を上乗せして徴収することはできません。他の商品と一緒に交付する場合はご注意ください。
- (ウ) 商品の売買ではありませんので、ごみ処理手数料の割引交付、ポイントの加算、シール、スタンプ等の対象にすることはできません。
- (エ) 目的外の交付は取扱店の取り消しの対象となりますので、無料配布・粗品景品的な取扱いは絶対に行わないでください。

(3) 出納簿の記載

ごみ指定袋の受領数・交付数・徴収金額等を種別ごとに「館山市ごみ指定袋出納簿」（別紙5…14 ページ参照 以下「出納簿」という。）に記載し、適正な在庫管理を行ってください。「出納簿」はあくまで見本の様式です。内容を満たす別の様式でも構いません。

また、業務の履行に関する検査の際、在庫管理について「出納簿」の提出をお願いいたします。

なお、電算等で管理されている場合は、出納簿様式に準じて出納状況が把握できる内容で管理してください。

(4) 現金払込書によるごみ処理手数料の払込み

「現金払込書（ごみ指定袋）」（別紙6…15 ページ参照）の所定欄に記入してください。3枚複写となっていますので、切り離すか、下敷きを用い記入してください。3枚を市指定金融機関または市収納代理金融機関（別紙11…20 ページ参照 以下「指定金融機関等」という。）の窓口へ持っていく、徴収した月の翌月の10日までに、ごみ処理手数料全額を納付してください。市から支払われる委託料を差し引いて納付することはできません。

なお、10日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日までに納付してください。

(5) 実績報告書兼請求書の記入及び提出

「館山市ごみ処理手数料徴収事務委託実績報告書兼館山市ごみ処理手数料徴収事務委託料請求書」（別紙7…16 ページ参照 以下「実績報告書兼請

求書」という。)の記載をお願いします。この報告は「納品伝票」及び「出納簿」を確認のうえ、正確な数値を記入し提出してください。

「市提出用」と「取扱店控」の2枚複写となっていますので、切り離すか、下敷きを用い記入してください。

なお、当月に徴収が無かった場合、実績報告書兼請求書は提出不要です。

① 提出日

徴収した月の翌月の10日までに提出をお願いします。なお、10日が閉庁日の場合は、翌開庁日までに提出してください。

② 提出の方法

郵送または 市役所 環境課 へ直接提出してください。

〒294-8601 館山市北条1145-1

館山市役所環境課一般廃棄物係 22-3354

(6) 委託料の支払い

市は、「現金払込書」及び「実績報告書兼請求書」によるごみ処理手数料の適正な納付を確認した後、ごみ指定袋1組につき、30円(消費税込)のごみ処理手数料徴収事務委託料を指定された口座に振り込みます。

(7) 実績報告書兼請求書の押印省略について

実績報告書と請求書それぞれに押印欄がありますが、実績報告書の押印は不要とします。請求書については、下記の内容が記載されていれば、押印を省略し、電子データ(PDF ファイルに変換)によるメールでの提出が可能となります(詳細は、館山市ホームページの「押印省略・押印不要について」参照)。

○押印を省略し、電子データで提出するための記載内容

① 「本件責任者(省略せずに記載すること)」、「本件責任者の役職名」、「本件責任者名」、「本件責任者の連絡先(原則、固定電話の番号)」

② 「担当者(省略せずに記載すること)」、「担当者の役職名」、「担当者名」、「担当者の連絡先(原則、固定電話の番号)」

※本件責任者と担当者が同一の場合は、「本件責任者及び担当者」あるいは、「担当者 同上」として記載すること。

館山市ごみ指定袋 取扱いの流れ

- ◆ 取扱店は、ごみ指定袋を市が指定する配送業者に発注する。
↓
- ◆ 配送業者から1週間以内に納品される。
(年末年始、ゴールデンウィーク等は1週間以上かかる場合があります)
↓
- ◆ 数量等を確認後、「納品伝票」へ受領印を押し、「取扱店控」をもらう。
↓
- ◆ 住民から「ごみ処理手数料」を徴収し、ごみ指定袋を交付する。
↓
- ◆ 交付内容を、その日ごとに「出納簿」へ記入する。
↓
- ◆ 毎月末日で締め、徴収した「ごみ処理手数料」全額を、翌月の10日までに「現金払込書(ごみ指定袋)」により指定金融機関等へ払い込むとともに、「実績報告書兼請求書」を市環境課へ提出する(当月に徴収が無かった場合、「実績報告書兼請求書」は提出不要)。
↓
- ◆ 市は、提出された「実績報告書兼請求書」と「現金払込書(ごみ指定袋)」の内容及び現金の払い込みを確認し、「ごみ処理手数料徴収事務委託料」を指定の口座へ振り込む。

【粗大ごみ処理券】

(1) 粗大ごみ処理券の購入と払い込み

- ① 取扱店は前もって必要数量の粗大ごみ処理券を市から購入します。
「現金払込書（粗大ごみ処理券）」（別紙 12…21 ページ参照）に必要事項（消費税については、別紙 13…22 ページ参照）を記入し、指定金融機関等（別紙 11…20 ページ参照）で払い込みしてください。
- ② 払い込む料金は、取扱手数料を差し引いた（繰り替えた）料金とします。粗大ごみ処理券 1 枚につき 470 円を払い込みます。
- ③ 指定金融機関等で払い込んだ領収書を市環境課へ持参し、粗大ごみ処理券を受取ります。

(2) ごみ処理手数料の徴収及び粗大ごみ処理券の交付

- ① 手数料納付者への交付
住民から徴収したごみ処理手数料に応じ、粗大ごみ処理券を交付します。粗大ごみ処理券 1 枚の交付につき、500 円を徴収してください。
また、粗大ごみ処理券の裏面が領収書となっています。
なお、取扱時間は原則として店舗の営業時間とします。
- ② バーコードの設定
包装用外袋には、バーコードが表示されています（別紙 3…12 ページ参照）。必要に応じ、読み取り設定を行ってください。
- ③ 取り扱いの留意事項
次の事項に留意して交付してください。
 - (ア) 徴収と交付は同時に行うこととし、交付後のごみ処理手数料の徴収は行わないでください。また、不良品と良品の交換を除き、交付後の返品、交換は行わないでください。
 - (イ) 消費税は内税なので、消費税率を上乗せして徴収することはできません。他の商品と一緒に交付する場合はご注意ください。
 - (ウ) 商品の売買ではありませんので、ごみ処理手数料の割引交付、ポイントの加算、シール、スタンプ等の対象にすることはできません。
 - (エ) 目的外の交付は取扱店の取り消しの対象となりますので、無料配布・粗品景品的な取扱いは絶対に行わないでください。

(3) 取扱手数料（ごみ処理手数料徴収事務委託料）

取扱店は粗大ごみ処理券を先に市から購入していただいた際に、粗大ごみ処理券 1 枚につき、30 円（消費税込）の取扱手数料を差し引いた（繰

り替えた）料金を払い込んでいただいて支払うものとします。

（４）実績報告書の記入及び提出

毎月末日で締め、6 か月ごとに「館山市ごみ処理手数料（粗大ごみ）徴収事務委託実績報告書（出納簿）」（別紙 14…23 ページ参照 以下「粗大ごみ用実績報告書」という。）を市環境課へ提出してください。

4～9 月分は 10 月 10 日まで、10～3 月分は 4 月 10 日までに提出してください。なお、10 日が閉庁日の場合は、翌開庁日までに提出してください。

館山市粗大ごみ処理券 取扱いの流れ

- ◆ 取扱店は、粗大ごみ処理券を購入するため、「現金払込書（粗大ごみ処理券）」に必要事項を記入し、指定金融機関等へ払い込む。



- ◆ 払い込む料金は、取扱手数料を差し引いた（繰り替えた）料金とする。



- ◆ 払い込んだ領収書を環境課へ持参し、粗大ごみ処理券を受領する。



- ◆ 住民から「ごみ処理手数料」を徴収し、粗大ごみ処理券を交付する。



- ◆ 毎月末日で締め、6か月ごとに「粗大ごみ用実績報告書」を市環境課へ提出する。

【ごみ指定袋・粗大ごみ処理券共通】

(1) その他の提出書類

① 代理人届(別紙8…17ページ参照)

取扱店は営業所等であって、本社等主たる事務所が別にある受託者や、複数の取扱店がある受託者等で、それぞれの取扱店へごみ処理手数料に係る報告・請求事務を行わせる場合、市へ提出してください。

② 館山市ごみ処理手数料徴収事務申込事項変更届(別紙9…18ページ参照)

申請の内容に変更が生じた場合、速やかに市へ提出してください。

③ 館山市ごみ処理手数料徴収事務解除申出書(別紙10…19ページ参照)

委託契約を解除しようとする場合、市へ提出してください。

(2) 取扱店表示の掲示

市との徴収事務委託締結後、取扱店の入口などの見やすい場所へ、市が交付するポスター「取扱店表示」を掲示してください。

(3) 取扱店コード

事務手続きの正確性を高めるため、各取扱店に4桁の「取扱店コード」を設定しています(別紙2により通知)。この「取扱店コード」は実績報告書等の記入時に、必ず明示してください。

(4) 取り消しや解除

受託者において当要領や委託契約の内容が不履行のとき、市は、取扱店の取消しや契約の解除をすることがあります。また、これらの場合に加え別紙10による解除がされた場合など、取扱店ではなくなった場合、受託者は速やかに取扱店表示や未交付のごみ指定袋を市へ返還してください。

(5) 押印欄の廃止について

旧要綱では、別紙1、別紙8、別紙9、別紙10に設けていた押印欄を、本要綱では廃止しており、提出時の押印を不要(旧書式による提出においても同様)とします。

報告・問合せ先 館山市役所建設環境部 環境課一般廃棄物係
〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1
TEL 0470-22-3354 FAX 0470-23-3116
メール kankyoka@city.tateyama.chiba.jp

別紙1

館山市ごみ指定袋兼粗大ごみ処理券取扱店申請書

年 月 日

館 山 市 長 宛て

申請者（契約者本人）

住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、契約書に記載の所在地
・ 名称・代取締役等代表者の氏名）

次のとおり申請します。

取扱店の所在地	〒	
取扱店名		
取扱品目	ごみ指定袋 ・ ごみ指定袋と粗大ごみ処理券 粗大ごみ処理券を追加（ごみ指定袋の取扱店に限る）	
営業日時		
連絡先	TEL : FAX : E-mail(任意):	
委託料振込先 ※一契約者一口座で お願いいたします	金融機関及び支店名 (金融機関コード)	(・)
	預金種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	

新規契約者の添付書類（当申請とともに新規に委託契約を締結する場合）

：個人事業者「事業主の住民票抄本（本籍不要）」・法人事業者「登記事項証明書」

※ 取扱店周辺の住宅地図等を添付してください。

※ 複数の取扱店を申請する場合、取扱店について「別紙のとおり」とし、別紙（任意様式）で全取扱店の所在地・店名・営業日時・連絡先を添付しても構いません。

※ 既に契約中で、取扱店増加又は粗大ごみ処理券取扱追加の為申請する場合、本紙とともに別紙9「変更届」をご提出ください。また、添付書類は不要です（取扱店増加は地図を添付してください）。

別紙2

館山市ごみ指定袋兼粗大ごみ処理券取扱店通知書

館 環 第 号
年 月 日

様

館山市長

年 月 日付けで提出された申請について、下記のとおり決定しました
ので通知いたします。

記

1 決 定 区 分 該 当 ・ 非 該 当

2 非該当の理由

3 店 舗 名

4 店 舗 コード 0 0 0 0

＜お問合せ先＞

建設環境部環境課一般廃棄物係

電話：0470-22-3354

ごみ指定袋に係るバーコード

区 分		メーカーコード							商品アイテムコード					CD	ごみ処理手数料
燃せる ごみ用	桁 数	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
	45 ^{リットル} 用(黄色黒字) 1組	4	9	2	9	0	9	1	0	1	4	4	5	0	600円
	30 ^{リットル} 用(黄色黒字) 1組	4	9	2	9	0	9	1	0	1	4	3	0	6	400円
	15 ^{リットル} 用(黄色黒字) 1組	4	9	2	9	0	9	1	0	1	4	1	5	3	200円

粗大ごみ処理券に係るバーコード

区 分		メーカーコード							商品アイテムコード					CD	ごみ処理手数料
粗大ごみ処理券	桁 数	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
	粗大ごみ処理券	4	9	2	9	0	9	1	0	2	0	5	0	5	500円

館山市ごみ処理手数料領収書

様

¥

ただし、館山市ごみ処理手数料として、上記の金額を領収しました。
 なお、次のとおり交付します。

可燃用指定袋の種類	手数料①	交付数②	ごみ処理手数料 ①×②
45ℓ用指定袋 1組	600 円	組 ③	円
30ℓ用指定袋 1組	400 円	組 ④	円
15ℓ用指定袋 1組	200 円	組 ⑤	円
ごみ処理手数料合計 ③+④+⑤			円

館山市徴収事務受託者 住 所
 受託店名
 代 表 者

印

(納入者交付用)

2 枚目 (2 枚複写)

年 月 日

館山市ごみ処理手数料領収書

様

¥

ただし、館山市ごみ処理手数料として、上記の金額を領収しました。
 なお、次のとおり交付します。

可燃用指定袋の種類	手数料①	交付数②	ごみ処理手数料 ①×②
45ℓ用指定袋 1組	600 円	組 ③	円
30ℓ用指定袋 1組	400 円	組 ④	円
15ℓ用指定袋 1組	200 円	組 ⑤	円
ごみ処理手数料合計 ③+④+⑤			円

館山市徴収事務受託者 住 所
 受託店名
 代 表 者

印

(館山市徴収事務受託者控)

住 所

取扱店名

代表者名

年 月 分

区 分		ご み 指 定 袋					
		450用×1組(10枚) 黄色(600円)		300用×1組(10枚) 黄色(400円)		150用×1組(10枚) 黄色(200円)	
前月末在庫数		① 組		② 組		③ 組	
受 領	日	受領数(組)	金額 (受領数×600円)	受領数(組)	金額 (受領数×400円)	受領数(組)	金額 (受領数×200円)
		組		組		組	
		組		組		組	
		組		組		組	
		組		組		組	
	合計	④ 組	円	⑤ 組	円	⑥ 組	円
交 付	日	交付数 (組)	徴収金額 (交付数×600円)	交付数 (組)	徴収金額 (交付数×400円)	交付数 (組)	徴収金額 (交付数×200円)
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	21						
	22						
	23						
	24						
	25						
	26						
	27						
	28						
	29						
	30						
	31						
	合計	⑦ 組	円	⑧ 組	円	⑨ 組	円
在 庫 数		①+④-⑦ 組		②+⑤-⑧ 組		③+⑥-⑨ 組	

1枚目

現金払込書

館山市長様 下記のとおり払い込みます。									
払込人 住所									
氏名									
取扱店コード									
納入金額		百万	千	円					
ごみ処理手数料（可燃物用指定袋）									
45ℓ用 1組		600円×		組＝		円			
30ℓ用 1組		400円×		組＝		円			
15ℓ用 1組		200円×		組＝		円			
科		15	年度		領収日付印				
目		2	一般会計						
		3	月分						
		1	環境課						
細		1	(取扱金融機関保管)						

2枚目

領収済通知書

館山市会計管理者様									
払込人 住所									
氏名									
取扱店コード									
納入金額		百万	千	円					
ごみ処理手数料（可燃物用指定袋）									
45ℓ用 1組		600円×		組＝		円			
30ℓ用 1組		400円×		組＝		円			
15ℓ用 1組		200円×		組＝		円			
科		15	年度		領収日付印				
目		2	一般会計						
		3	月分						
		1	環境課						
細		1	(会計管理者に送付)						

3枚目

領収書

払込人 住所									
氏名									
取扱店コード									
納入金額		百万	千	円					
ごみ処理手数料（可燃物用指定袋）									
45ℓ用 1組		600円×		組＝		円			
30ℓ用 1組		400円×		組＝		円			
15ℓ用 1組		200円×		組＝		円			
科		15	年度		領収日付印				
目		2	一般会計						
		3	月分						
		1	環境課						
細		1	(払込人に交付)						

館山市ごみ処理手数料徴収事務委託実績報告書（販売月報）

年 月 日

館 山 市 長 様

受託者または届出済み代理人

住 所：

氏 名： ⑩

電話番号：

取扱店コード

月徴収分手数料について次のとおり報告します。

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地・名称・代表者の氏名〕

1 交付数量 (組) 〔A欄の組数を記入〕

2 徴収金額 (円) 〔B欄の金額を記入、市へ払い込む額〕

3 内 訳

可燃物用指定袋の 種 別	在 庫 数				当 月 徴 収 額	
	前月末残 ①	当月受領数 ②	当月交付数 ③	当月末残 ①+②-③	ごみ処理 手数料 ④	徴 収 額 ③×④
4 5ℓ用 指定袋	組	組	組	組	6 0 0 円	円
3 0ℓ用 指定袋	組	組	組	組	4 0 0 円	円
1 5ℓ用 指定袋	組	組	組	組	2 0 0 円	円
	交 付 数 合 計		A 組	徴 収 金 額 合 計		B 円

※市提出期限：徴収した月の翌月10日までに提出してください。ただし、10日が土曜・日曜・祝日は翌開庁日まで。

館山市ごみ処理手数料徴収事務委託料請求書

年 月 日

館 山 市 長 様

受託者または届出済み代理人

住 所：

氏 名： ⑩

電話番号：

取扱店コード

下記の記載があれば、請求書の押印省略が可能です。

本件責任者 役職名 氏名 電話番号
担 当 者 役職名 氏名 電話番号
※「本件責任者」や「担当者」も省略しないで記載すること

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地・名称・代表者の氏名〕

月分 館山市ごみ処理手数料徴収事務委託料を次のとおり請求します。

請求金額 (A 組) × 3 0 円 = (円)

(市提出用)

代 理 人 届

年 月 日

館 山 市 長 宛て

館山市徴収事務受託者（契約者本人）

住所

氏名

電話番号

取扱店コード

（法人にあつては、契約書に記載の所在地
・ 名称 ・ 代取締役等代表者の氏名）

年 月 日付で締結した「館山市ごみ処理手数料徴収事務委託」
に係る報告・請求に際しては、下記の者に一切の権限を委任します。

取 扱 店 所 在 地		
取扱店名		
役 職	委任前	委任後
氏 名	委任前	委任後
適 用 日	当届出以降、最初に市へ報告・請求する日	

※ 新規（委任前が契約者本人）の場合、委任前の欄は記入不要です。

※ 代理人変更の場合、本紙の提出により別紙9「変更届」は不要となります。

別紙9

館山市ごみ処理手数料徴収事務申込事項変更届

年 月 日

館 山 市 長 様

館山市徴収事務受託者（契約者本人）

住所

氏名

電話番号

取扱店コード

（法人にあっては、契約書に記載の所在地
・名称・代表取締役等代表者の氏名）

館山市ごみ処理手数料徴収事務について、次のとおり変更します。

変 更 内 容 ※ 該当に✓を記入	変 更 前	変 更 後
☐ 社 名 の 変 更 ☐ 代 表 者 の 変 更 ☐ 振込先口座の変更 ☐ 取扱店数の変更 ☐ 取扱店電話住所等の変更 ☐ 粗大ごみ処理券取扱を追加 ☐ そ の 他 ()		
変更（予定）年月日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※ 契約自体を解除する場合は、本紙ではなく別紙10「解除申出書」をご提出ください。

※ 取扱店増加又は粗大ごみ処理券取扱追加の場合、本紙とともに別紙1「取扱店申請書」をご提出ください。

※ 代理人指名の場合、本紙ではなく別紙8「代理人届」をご提出ください。

別紙 10

館山市ごみ処理手数料徴収事務解除申出書

年 月 日

館 山 市 長 宛て

館山市徴収事務受託者（契約者本人）

住所

氏名

電話番号

取扱店コード

（法人にあっては、契約書に記載の所在地
・ 名称・代取締役等代表者の氏名）

年 月 日付けにて契約を締結した「館山市ごみ処理手数料徴収事務委託」について、次のとおり契約を解除したく提出いたします。

取扱店の所在地	
取 扱 店 名	
解 除 品 目	ごみ指定袋と粗大ごみ処理券 ・ 粗大ごみ処理券のみ
解 除 理 由	

※ 取扱店が複数あり、枠内への記入が困難な場合、取扱店について「別紙のとおり」とし、別紙（任意様式）で全取扱店のコード・所在地・店名を添付してください。

※ 委託契約は継続し、一部店舗での取扱いを止める場合は、本紙ではなく別紙9「変更届」をご提出ください。

主な指定金融機関等一覧

金 融 機 関 名	金融支店コード	所 在 地	電 話 番 号
三井住友銀行 木更津支店	0009 - 074	木更津市大和1-1-3	0438-23-7511
千葉銀行那古船形支店	0134 - 223	館山市船形285-1	27-3311
千葉銀行館山支店	0134 - 224	〃 北条1823	22-4111
千葉銀行館山南特別出張所	0134 - 225	〃 館山1026	22-2206
千葉銀行白浜支店	0134 - 226	南房総市白浜町白浜2696-1	38-4111
千葉銀行千倉支店	0134 - 227	南房総市千倉町北朝夷2798	44-1511
千葉銀行和田支店	0134 - 228	南房総市和田町和田403-1	47-3311
千葉銀行鴨川支店	0134 - 229	鴨川市横渚943-1	04-7092-1211
千葉銀行鋸南支店	0134 - 222	鋸南町竜島847-1	55-1611
千葉銀行富津支店	0134 - 207	富津市大堀1-1-2	0439-87-1121
千葉興業銀行館山支店	0135 - 610	館山市北条1880-7	22-4164
京葉銀行館山支店	0522 - 531	〃 北条1820	22-7611
館山信用金庫本店	1264 - 001	〃 北条1634	22-8111
館山信用金庫那古船形支店	1264 - 002	〃 川名699-1	27-2311
館山信用金庫南支店	1264 - 010	〃 館山188	23-4611
館山信用金庫東支店	1264 - 012	〃 北条708-1	22-3821
君津信用組合館山支店	2190 - 094	〃 北条1815	22-0708
中央労働金庫館山支店	2963 - 265	〃 北条1114-2	22-1111
安房農業協同組合本店	4876 - 001	〃 安東72	24-9111
安房農業協同組合北条支店	4876 - 002	〃 北条2032-1	22-8249
安房農業協同組合神戸支店	4876 - 005	〃 佐野2260-1	28-0559
千葉信漁連館山営業所	9461 - 001	〃 北条1371	23-7121

領 収 書

払込人		館山市市長 様	
住所		氏名	
取扱店コード		様	
納入金額合計		円	
ごみ処理手数料(粗大ごみ処理券)		円	
1枚 470円 × 枚 =		円 (内税)	
消費税10%対象 消費税		円	
* 環境課使用欄		粗大ごみ処理券交付	
適格請求書発行事業者登録番号		T5000020122050	
受 取 人		館 山 市 長	
上記金額を領収しました。		領収日付印	
科 目		年度	
1 5		一般会計	
2		月 分	
3		(納入した月を記入)	
1		環境課	
6			

千葉県館山市

(払込人に交付)

現 金 払 込 書

館山市市長 様		下記のとおり払い込みます。	
払込人		氏名	
住所		様	
取扱店コード			
納入金額合計		円	
ごみ処理手数料(粗大ごみ処理券)		円	
1枚 470円 × 枚 =		円 (内税)	
消費税10%対象 消費税		円	
科 目		領収日付印	
1 5		年度	
2		一般会計	
3		月 分	
1		(納入した月を記入)	
6		環境課	

千葉県館山市

(取扱金融機関保管)

領 収 済 通 知 書

館山市会計管理者 様		氏名	
住所		様	
取扱店コード			
納入金額合計		円	
ごみ処理手数料(粗大ごみ処理券)		円	
1枚 470円 × 枚 =		円 (内税)	
消費税10%対象 消費税		円	
* 環境課使用欄		粗大ごみ処理券交付 (/)	
適格請求書発行事業者登録番号		T5000020122050	
上記金額を領収済につき通知します。		領収日付印	
科 目		年度	
1 5		一般会計	
2		月 分	
3		(納入した月を記入)	
1		環境課	
6			

千葉県館山市

(会計管理者に送付)

消費税計算表

粗大ごみ処理券1枚 470 円

枚数	合計金額(内税)	消費税	税抜金額(小数点以下切り捨て)
1 枚	470 円	42 円	428 円
2 枚	940 円	85 円	855 円
3 枚	1,410 円	128 円	1,282 円
4 枚	1,880 円	170 円	1,710 円
5 枚	2,350 円	213 円	2,137 円
6 枚	2,820 円	256 円	2,564 円
7 枚	3,290 円	299 円	2,991 円
8 枚	3,760 円	341 円	3,419 円
9 枚	4,230 円	384 円	3,846 円
10 枚	4,700 円	427 円	4,273 円
20 枚	9,400 円	854 円	8,546 円
30 枚	14,100 円	1,281 円	12,819 円
40 枚	18,800 円	1,709 円	17,091 円
50 枚	23,500 円	2,136 円	21,364 円
60 枚	28,200 円	2,563 円	25,637 円
70 枚	32,900 円	2,990 円	29,910 円
80 枚	37,600 円	3,418 円	34,182 円
90 枚	42,300 円	3,845 円	38,455 円
100 枚	47,000 円	4,272 円	42,728 円
200 枚	94,000 円	8,545 円	85,455 円

館山市ごみ処理手数料(粗大ごみ)徴収事務委託実績報告書(出納簿)

館山市長 様

年 月 日

住 所 : _____

取扱店名 : _____

記 入 者 : _____

電話番号 : _____

取扱店コード : _____

年度 館山市ごみ処理手数料(粗大ごみ)徴収事務委託実績を下記のとおり報告します。

	受領数	交付数 ①	月末残数	ごみ処理 手数料②	徴 収 額 (①×②)	
前年度 繰越			枚	500円		
4月	枚	枚	枚	500円	円	
5月	枚	枚	枚	500円	円	
6月	枚	枚	枚	500円	円	
7月	枚	枚	枚	500円	円	
8月	枚	枚	枚	500円	円	
9月	枚	枚	枚	500円	円	10月10日まで 報告
10月	枚	枚	枚	500円	円	
11月	枚	枚	枚	500円	円	
12月	枚	枚	枚	500円	円	
1月	枚	枚	枚	500円	円	
2月	枚	枚	枚	500円	円	
3月	枚	枚	枚	500円	円	4月10日まで 報告
年度計	枚	枚			円	

※報告書の提出は6ヶ月に一度、提出（FAX・メール可）してください。

（4～9月分は10月10日まで、10月～3月分は4月10日まで）